

第8章

国立市第三期子ども・子育て 支援事業計画

計画の基本的な考え方

(1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

① 認定区分について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、当該児童の年齢と、以下に記載する保育の必要性に係る事由といった客観的基準に基づき、保育の必要性について1・2・3号認定に区分したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

※認定区分について（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

- 1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。
- 2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。
- 3号認定：満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む

②妊娠、出産

③保護者の疾病、しょうがい

④同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること

⑤災害復旧

⑥求職活動

- ・起業準備を含む

⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他

上記に類する状態として市町村が認める場合

更に、長時間（主にフルタイムの就労を想定。）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることとなります。上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	—	
		保育短時間利用（最長8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	1号認定	教育標準時間利用（標準4時間）
		保育短時間利用（最長8時間）		

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3 号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにニーズ調査の結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

※特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援法第 27 条に示されるもので、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120 時間以上	120 時間未満 64 時間以上	64 時間未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120 時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD	
	120 時間未満 64 時間以上						
	64 時間未満		タイプC'				
未就労			タイプD			タイプF	

保育の必要性あり

保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 - タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上+月 64~120 時間)
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 64 時間未満)
 - タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上+月 60~120 時間)
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 64 時間未満)
 - タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
- 育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」を算出する項目

下記の 1～11 事業については、ニーズ調査に基づき、見込み量の算出を行います。

【教育・保育】

	対象事業	(認定区分)		調査対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	
	保育認定	認定こども園 保育園		
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定	0～2歳

【地域子ども・子育て支援】

	対象事業	対象児童
4	利用者支援事業	子育て中の親子(妊婦含む)
5	地域子育て支援拠点事業	0～5歳
6	子育て短期支援事業	0～中学3年生
7	子育て援助活動支援事業	0～10歳未満
8	一時預かり事業(幼稚園在園児対象の預かり保育)	3～5歳
	(幼稚園の預かり保育以外)	0～5歳
9	延長保育事業	0～5歳
10	病児保育事業	生後6か月～小学3年生
11	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	小学1～6年生

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「妊婦健康診査事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」があります。

(3) 「量の見込み」の推計方法のステップ

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、以下のフローとなっています。なお、ニーズ調査の回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合があります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

ニーズ調査の回答者について、両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でニーズ調査の回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から令和6年度まで各年度の見込み量が算出されます。

(4) 教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、市全体を一区域と設定します。



乳幼児期の教育・保育の整備

(1) 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

【担当部署】：保育幼児教育推進課

① 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

◆待機児童数の推移

(人)

<旧定義>	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計					
H27.4	32	64	15	6	1	1	119					
H28.4	12	45	41	10	1	0	109					
H29.4	更新ご差し替え予定					0	125					
H30.4						0	81					
H31.4						4	98					
<新定義>	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計					
H27.4	更新ご差し替え予定					0	99					
H28.4						6	32	32	10	1	0	81
H29.4						18	59	20	2	2	0	101
H30.4	13	21	15	3	1	0	53					
H31.4	12	31	0	3	0	0	46					

◆平成31（2019）年4月時点の申込状況等

幼稚園等（幼稚園（施設型）・幼稚園（確認を受けない）・認定こども園（1号））

	3歳	4歳	5歳	計	
市内園の定員数	479	541	576	1,596	
利用児童数(市民)	208	230	235	673	
利用児童数(市外)	更新ご差し替え予定			5	296
利用児童数計				0	969
市外園に通園する市民	更新ご差し替え予定			9	150

保育園等（認可保育所・

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員数	135	275	307	276	277	285	1,555
入所申込数	159	340	309	315	286	267	1,676
利用児童数	130	286	305	308	286	263	1,578
待機児童(旧)	29	54	4	7	0	4	98
待機児童(新)	12	31	0	3	0	0	46

※（旧）：旧定義、（新）：新定義

◆ 確保実績

(人)

計画年度	利用者区分	量の 見込み	㊸ 確保実績 (※各年度4/1時点)					㊸㊹	前年比	
			教育・保育 施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育 事業	認証 保育室	㊹計			
平成27年度	1号認定	806	530	1,317			1,847	1,041	-	
	2号認定	学校教育を希望	210	703	0		0	703	-148	-
		上記以外	641							
	3号認定	0歳児	214	94		3	12	109	-105	-
		1・2歳児	564	416		6	42	464	-100	-
計		2,435	1,743	1,317	9	54	3,123	688	-	
平成28年度	1号認定	769	414	1,182			1,596	827	-214	
	2号認定	学校教育を希望	201	739	0		0	739	-73	75
		上記以外								
	3号認定	0歳児						129	-80	25
1・2歳児							503	-50	50	
計							967	624	-64	
平成29年度	1号認定						596	864	37	
	2号認定	学校教育を希望						745	-28	45
		上記以外								
	3号認定	0歳児	204	118		8	6	132	-72	8
		1・2歳児	539	473		20	24	517	-22	28
計		2,248	1,750	1,182	28	30	2,990	742	118	
平成30年度	1号認定	865	414	1,182			1,596	731	-133	
	2号認定	800	793	0		0	793	-7	21	
	3号認定	0歳児	147	115		6	6	127	-20	52
		1・2歳児	637	509		22	24	555	-82	-60
計		2,449	1,831	1,182	28	30	3,071	622	-120	
令和元年度	1号認定	856	414	1,182			1,596	740	9	
	2号認定	838	838	0		0	838	0	7	
	3号認定	0歳児	148	127		8	0	135	-13	7
		1・2歳児	621	562		20	0	582	-39	43
計		2,463	1,941	1,182	28		3,151	688	66	

更新ご差し替え予定

② 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題

○これまで施設整備に努めてきたところですが、保育需要の伸びもあり、平成31（2019）年4月時点においてもなお待機児童が生じており、0歳・1歳に待機児童が集中していることがわかります。

○待機児童の状況について分析をすると、これまでで最も待機児童数の多かった平成29（2017）年4月には、特に1歳において「フルタイム共働きでも保育園に入れない」と言われるほどの状況があったところ、平成30（2018）年度、令和元（2019）年度の施設整備により、この状況からはほぼ脱却したということがいえます。そのため、求職活動中の方の入所申込みが増加している傾向がうかがえます。

	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月
「フルタイム共働き」の割合 （全体）	更新ご差し替え予定		17.4%
「フルタイム共働き」の割合 （1歳）			9.7%
新定義待機児童保護者の割合 （全体）			130.6 pt
新定義待機児童保護者の割合 （1歳）			125.0 pt

○保育所等の定員数をみると、2歳児の定員数>3歳児の定員数となっており、国立市においても、「3歳の壁」問題が生じかねない状況にあり、注意が必要です。

（これまでのところ、3歳児の弾力的受入や、幼稚園への進級者もいることから、2歳児までの園を卒園した方の進級先が確保できない状況は生じていません）。

※「3歳の壁」とは、2歳児までを預かる保育所等に子どもを通わせている家庭が、3歳からの子どもの預け先に苦勞する状況のこと。

③ 今後（令和7年度～令和11年度）の方向性

○上記の分析を踏まえ、今後の待機児童解消対策においては、以下の方向性をもって取り組んでいくこととします。

ア) 新規施設整備について

待機児童の減少に伴い、今後、規模の小さい0～2歳の保育園の整備を行います。ただし、保育需要の動向に注意しながら、市内既存保育園・幼稚園等との十分な意見交換の上で、整備することとします。同時に、「3歳の壁」の拡大につながらないような措置を講じた施設整備とします。

イ) 幼稚園教育への理解の推進

分析結果から、短時間就労の方も保育園への入所申込みをしている状況がうかがえる一方で、国立市内の各幼稚園は、預かり保育の充実等に力を入れていることから、これらの就労ニーズにこたえつつ、各幼稚園の特色ある幼児教育を提供することができます。「3歳の壁」問題への対応ともなることから、各幼稚園と協力し、保護者へのPR強化等、更なる幼稚園教育への理解の推進を図ります。

ウ) 認証保育所等の入所者への対応策

認可保育所等への入所を希望していながら入所できず、やむを得ず認証保育所等の認可外保育施設に入所している児童への対応策について、検討していきます。

エ) 新規施設整備以外の対策の検討

施設整備を要しない対応策(例:ベビーシッター利用支援事業等)について検討します。

【その他】

現時点で計画されている施設整備等については以下のとおり

◇令和2年 国立富士見台団地風の子(富士見台3-7) 認定こども園移行(3~5歳、保育定員20人)

現行の幼稚園類似施設・認可外保育施設である幼児教室風の子が、無償化政策の施行に合わせて認可化を図るものです。保育定員20人+教育定員15人=総定員35人

待機児童数の旧定義と新定義について

「旧定義」: 認可保育所等の入所申込者数から、実際の入所者数を差し引きした人数。

「新定義」: 旧定義の待機児童数から、厚生労働省により定められた基準に該当する方の数を差し引いた人数で、厚生労働省に報告する待機児童数。

<厚生労働省により定められた主な基準>

- ・ 認証保育所や企業主導型保育所、その他地方単独の保育施策(ベビーシッター利用支援事業等)を利用する方。
- ・ 保護者の私的な理由により待機している方(特定の保育所等を希望し待機している場合など)。
- ・ 育児休業中の方のうち、入所に伴う復職を予定していない方(入所不承諾通知の交付を希望している方を含む)。

④ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

<保育の質について>

- ・ 保育園を増やすことも大切ですが、幼少期に親子が安心して過ごすことが大切と考えている。母親の育児休暇の取得や職場の環境の改善を両論で、ただ預かるだけでなく、親子との関わりなども考えた保育をして欲しい。
- ・ 最近は保育園に行っている子（市外でも）が多いので、保育園に行かせず、自宅で育てる事に子供の能力や成長に差が付くんじゃないかと心配になることもある。また、自分もパートで良いので働きたい、復帰したい。どうか、保育の環境が良くなって欲しいです。
- ・ 保育所の数を増やすだけでなく、質も高くいられるよう、市の積極的関与を希望します。

<保育の内容について>

- ・ 幼稚園希望でしたが、幼児無償化のお知らせが直前だったため、経済的に厳しいと思ってあきらめていた。無償化にするなら教育的要素（費用がかかっても）の格差がないようにできたらと思います。
- ・ 私立・公立保育園で、保育料は一緒だが、取り組み（行事の数）が全く違い、大きく差が出ている。あの保育園は運動に力を入れていたからいい、あの保育園の子は挨拶がしっかりできる等、様々であるが、保育の内容、質は一緒になると良いと思う（難しい事だと思うが…）。

<保育園を増やしてほしい>

- ・ 保育所を増設はしているが、甲州街道より南側、特に谷保地区には保育施設がなく、自転車や車じゃないと保育園に通えない。
- ・ 0~2歳頃までの保育施設を増やして欲しい。現状だと求職中で低年齢の子供を預けるのが本当に難しく、働きたくても働けない女性は多いと思う。
- ・ 保育園が多いのは助かってますが、子どもは外遊びがとっても大切だと思っています。園庭がない保育園へは通わせたくありません。公園が保育園の園庭では、もっと小さい子が遊びにくいです。保育園をつくる時は、園庭も！もしくは公園や体育館も増やしては？

<保育士について>

- ・ 保育園の数を増やすだけでなく、自治体が支援する形で保育士の賃金を増やすことで人数を増やし、まずは保育士がリラックスして仕事をできる環境を作って欲しい。現場の先生方が人数不足による過労で辛そうだと質の事を話すどころではなくなってしまふ。子供を育てながら働くためには、保育園はすごく重要です。常に全力で子供達と向き合っている先生方の環境が少しでも良くなりますように。

<幼稚園の内容について>

- ・ 市内には昔ながらの教育の幼稚園が多い気がする。勉強系、スポーツ系、等もっとバリエーションがあってもいいのでは？

⑤ ニーズ量と確保提供量

(人)

		令和7年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み		319	160	643	282	245	247
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	435	35	956	123	283	312
		470					
確認を受けない幼稚園 (私学助成幼稚園)	上記以外の幼稚園	957	225	0	0	0	0
		1,182					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	13	9
認可外保育施設		0	0	12	3	6	14
提供量合計		1,392	260	968	132	302	335
過不足分(提供量ー量の見込み)		+1,073	+100	+325	-150	+57	+88

		令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み		303	151	609	280	250	243
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	435	35	956	123	283	312
		470					
確認を受けない幼稚園 (私学助成幼稚園)	上記以外の幼稚園	957	225	0	0	0	0
		1,182					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	13	9
認可外保育施設		0	0	12	3	6	14
提供量合計		1,392	260	968	132	302	335
過不足分(提供量ー量の見込み)		+1,089	+109	+359	-148	+52	+92

(人)

		令和9年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み		293	147	590	277	247	248
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	435	35	956	123	283	312
		470					
確認を受けない幼稚園 (私学助成幼稚園)	上記以外の幼稚園	957	225	0	0	0	0
		1,182					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	13	9
認可外保育施設		0	0	12	3	6	14
提供量合計		1,392	260	968	132	302	335
過不足分(提供量ー量の見込み)		+1,099	+113	+378	-145	+55	+87

		令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み		289	145	582	274	244	246
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	435	35	956	123	283	312
		470					
確認を受けない幼稚園 (私学助成幼稚園)	上記以外の幼稚園	957	225	0	0	0	0
		1,182					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	13	9
認可外保育施設		0	0	12	3	6	14
提供量合計		1,392	260	968	132	302	335
過不足分(提供量ー量の見込み)		+1,103	+115	+386	-142	+58	+89

(人)

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み		289	144	581	271	242	242
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	435	35	956	123	283	312
		470					
確認を受けない幼稚園 (私学助成幼稚園)	上記以外の幼稚園	957	225	0	0	0	0
		1,182					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	13	9
認可外保育施設		0	0	12	3	6	14
提供量合計		1,392	260	968	132	302	335
過不足分(提供量－量の見込み)		+1,103	+116	+387	-139	+60	+93

★確保提供量の内訳

- ・2号認定のうち「教育希望が強い」方については、幼稚園及び認定こども園における「預かり保育の受入数」の合計値を示しています。
- ・1号認定については、幼稚園及び1号認定こども園の定員数(園則上)の合計値から、2号認定の「教育希望が強い」の値を引いた値を示しています。

⑥ 今後の具体的な事業計画(令和2年度～令和6年度)

待機児童が0～2歳に集中している状況を鑑み、今後、規模の小さい0～2歳の保育園整備を行うことで、令和3年度の待機児童の解消を目指します。ただし、保育需要の動向に注意しながら、市内既存保育園・幼稚園等との十分な意見交換の上で整備をすすめます。同時に、「3歳の壁」の拡大につながらないような措置を講じます。

- 令和2年度
- ・既存の保育施設の改修(想定保育定員(特定教育・保育施設)0歳：+3 1歳：+5 2歳：+2)
 - ・令和元年度より実施しているベビーシッター利用支援事業について、都制度を活用して事業を継続し、さらなる誘導策を講じます(想定保育定員(認可外保育施設)0歳：+5 1歳：+5 2歳：+5)。
 - ・国制度の取扱い変更に伴い、平成31年4月に市内に新設された企業主導型保育施設の定員数を提供量(認可外保育施設)に追加します(保育定員(認可外保育施設)0歳：+3 1歳：+4 2歳：+4 3歳：+4 4歳：+4 5歳：+4)。
- 令和3年度 小規模保育施設の新設を予定しています(想定保育定員(特定地域型保育事業)0歳：+6 1歳：+6 2歳：+7)。
- 令和4年度以降 必要に応じて年齢構成等の見直しにより効率的な保育に努めます。

(2) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

【担当部署】：保育幼児教育推進課

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくするなど、普及が図られています。

引き続き、本市においても、事業者の意向を十分に尊重しつつ、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行など、普及を推進していきます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

【担当部署】：保育幼児教育推進課、子育て支援課

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

平成 30（2018）年から施行された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、3 歳以上の幼児教育に関する記載がおおむね共通化され、保育所も幼稚園・幼保連携型認定こども園同様、「幼児教育施設」として位置づけられました。

こうした背景のなか、国立市では幼児教育環境の向上を目指し、子どもが将来に向けて生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知能力」の視点を幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園における実践や乳幼児の家庭内での保育に生かせるようにするための幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」を平成 30（2018）年度より開始しました。また、多様化している子どもや子育てをめぐる課題に積極的に取り組むため、令和元（2019）年 9 月に、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団を設立しました。

事業団の運営には、これまでに教育・保育や芸術など各分野で多くの実績と経験を積んでこられた識者が理事として携わり、全国に先駆けて国立市が推し進めるソーシャル・インクルージョンのまちづくりの理念の下、子どもの育ちにおいて、「非認知能力」の育てを乳幼児期から丹念に保証する必要性が高まるなか、早期からの保育・幼児教育環境を向上させることに積極的に取り組むこととしています。

この取り組みを通じて、子ども一人ひとりが夢と希望を叶え、未来に向かって光輝き、自立した生活ができるようになることを目指していきます。そして、次世代育成のまちづくりに貢献し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を希求していきます。そのためには、これまで不断の努力により保育・幼児教育環境を築き上げてきた関係機関、各分野の専門の先生方や地域の皆様と共に、保育・幼児教育環境を積極的に向上させるべく必要な調査・研究・実践に取り組みます。

今後国立市は、この事業団と連携し、現在進めている幼児教育推進プロジェクトを土台に、市全体の幼児教育水準の向上、まちぐるみ・地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりの推進を目指し、幼児教育センター事業を展開していきます。

◎幼児教育センター事業

＜実践＞ 未就園児家庭の親子を対象とした子育てひろばを運営し、幼児教育の実践に取り組みます。

＜連携＞ 新たなステージへ進む子どもたちの滑らかな就学に向けた幼保小連携の課題に取り組みます。

＜発達支援＞ ソーシャル・インクルージョンの理念の下、個性を認め合い、発達段階に応じた幼児教育により、自分らしく輝く子どもたちを育てます。

＜啓発・推進＞ まちぐるみで子どもたちの個性や感性を生かす幼児教育の環境づくりに取り組みます。

＜研究・研修＞ 職員の専門性を高める各種研修・研究や人材確保・育成による市内全体の資質向上を目指します。

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、以下のような点に留意が必要であると考えます。

- ① 「子育て世代包括支援センター事業」(※)を通じた妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保
- ② 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- ③ 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- ④ 人材の育成と活動参加の推進

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していきます。

「子育て世代包括支援センター事業」

核家族化や、地域コミュニティの希薄化に伴い、妊産婦や母親の孤立感、負担感が増加していることが全国的に大きな課題となってきた一方、妊産婦や子育て家庭への支援は、様々な機関や制度によって縦割りになりがちであり、連携が不十分であることから、支援が分断され切れ目が生じているとの指摘がされています。

こうした中、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」の重要性が一層高まり、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）」において母子保健法第 22 条が改正され、市町村は「子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター）」の設置に努めることとされ、さらに、「ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）」においては、令和 2（2020）年度末までに全国展開を目指し取り組むことが掲げられました。

子育て世代包括支援センターは、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持および増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としています。

また、その要件として、①妊娠期から子育て期に亘るまで地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して切れ目なく支援すること、②ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要な支援を円滑に利用できるよう、きめ細かく支援をすること、③地域の様々な関係機関とネットワークを構築し、必要に応じて地域資源の開発を行うことの三点が示されています。

子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産・子育てに関するリスクの有無に関わらず、全ての妊産婦・乳幼児等を対象にポピュレーションアプローチを行い、予防的な支援を行うとともに、子育て世代包括支援センターが中枢となって、関係機関や地域資源と連携を図ることにより、妊産婦や子育て家庭に対し、ワンストップで切れ目なく必要な支援を提供する体制を構築する事業であり、子ども・子育て支援法による「利用者支援事業」や「保健センター」等を地域の実情に合わせて組み合わせ、事業展開していくとともに、要支援児童及び要保護児童に対しては、支援が必要な子どもとその家庭の相談支援を行う「子ども家庭支援センター」と連携し、切れ目のない支援を一体的に実施していきます。

(4) 幼稚園教諭と保育士の資質の向上

【担当部署】：保育幼児教育推進課

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、前述の事業団と連携した幼児教育センター事業等を通じ、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援・実施をしていきます。

① 幼稚園教諭や保育士等による合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修の開催などによる職員の資質向上のための支援を行います。

② 配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、しょうがいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

③ 教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となっているため、今後とも国の制度等を活用し、保育士の処遇改善に努めます。

(5) 教育・保育施設と地域型保育事業者の役割と連携

【担当部署】：保育幼児教育推進課

幼稚園、保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設です。一方、小規模保育施設等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完しあうことによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園、保育所、認定こども園で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

(6) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

【担当部署】：保育幼児教育推進課

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点でとらえ、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園や保育所、認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、前述の事業団と連携した幼児教育センター事業を通して、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

(7) 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保内容

【担当部署】：保育幼児教育推進課

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、令和元（2019）年5月に子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、新制度において「子どものための教育・保育給付」として給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった私学助成幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。

この新たな給付について、保護者に分かりやすく情報提供するとともに、対象施設との協議等を踏まえて、円滑かつ適正な実施に向けた態勢の整備や給付方法の検討を行います。

4 地域子ども・子育て支援事業の整備

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1- (1) 利用者支援事業

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。

本市における事業名：くにたち子育てサポート窓口

② 5年間（令和2年度～令和6年度）の事業内容

くにサポの所掌範囲

所掌	具体的支援内容	くにサポ開設前の所掌部署
子ども総合相談	18歳までの子どもがいる子育て家庭に対する相談支援 ※ひきこもり、子どもの貧困を含む	新設
妊婦面接 (ゆりかご事業)	妊娠届（母子手帳）交付 併せて妊婦面接を実施（支援方針会議の実施） ※妊婦面接は全数実施	市民課 保健センター
ひとり親支援	ひとり親家庭等への就学資金等貸付（滞納整理含む）、 ホームヘルパー派遣、 住宅・緊急保育等の助成、入院助産等、児童訪問 他各種 給付・助成事業 ※DV被害に関する相談のみ、「市長室」へ移行	子育て支援課

※保育園の増設や認定こども園の開園といった待機児解消の施策の展開等については、保育コンシェルジュ機能として、事務を所管する保育・幼稚園係が担っています。

<子ども相談支援（子ども総合相談窓口相談受付件数）>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談受付件数	109	95	84	80	
実施個所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

<ひとり親支援（ひとり親家庭等相談状況）>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談受付件数	1,908	1,636	1,770	1,991	
実施個所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

<妊婦面接（ゆりかご事業）（妊娠届及び妊婦面談数）※本庁、保健センター、北プラザ、駅前プラザで実施>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出数	461	473	421	397	
妊婦面接数	430	446	411	395	
面談実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

③ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- ・保健センターや市役所以外で、子育て相談をできるブースがあれば仕事帰り等に少し利用したい。気軽に、短時間で相談できるような事業。
- ・悩みを親身になって聞いてくれたり、気持ちに寄り沿ってもらえる相談口があると嬉しいです。
- ・子どもの発達相談、もっと手厚くして欲しい。 保育園への専門家（心理士、リハビリ等）からの見守りとか子育ての不安をもっと気軽に相談できる所
- ・月齢が小さいうちだけでなく、大きくなってからの発達や食事について気軽に相談できる場所が欲しい。

④ ニーズ量と確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量					
実施箇所数（箇所） （確保方策）	2	2	2	2	2

※確保方策の考え方・・・令和2年度に子育て世代包括支援センター事業を現くにサポにおいて開始予定。子ども総合相談窓口機能を含みながら、妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築を目指します。

⑤ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

児童福祉法改正に伴い、令和6年度より設置が努力義務となった子ども家庭センターを令和7年度設置に向けて進めており、これまでの児童福祉と母子保健の更なる連携を図り、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行える土壌を整えます。

「多様な学びを伸ばす環境整備協議会」における一層の連携強化を図り、通えない・通わない児童生徒又はその保護者の多様な学びの在り方を支援するとともに、復学を希望する者が円滑に復学できる仕組みを作ります。また、学校現場におけるくにサポの認知を高め、ブランディング強化を図ります。

その他、引き続き子育て支援課におけるにおける相談支援機能の発展に努めます。

1 - (2) 地域子育て支援拠点事業

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供などを行います。

② 5年間（令和2年度～令和6年度）の事業内容

名称	日時	実施内容
子ども家庭支援センター内子育てひろば	月～土曜日 午前10時～午後4時 (ただし木曜は午後1時まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳から親子で自由に遊べる空間の提供、子育て相談 ・手作りおもちゃ・絵本完備、授乳室・ミルク用お湯提供あり絵本の読み聞かせを実施（第2・4火曜日の午前11時～）地域の公共施設において出張子育てひろば、子育て講座を開催 ・月齢グループや地域子育てグループの育成や活動支援
市内学童保育所カンガルーひろば事業(各学童週1回)	木・金曜日 午前10時～11時30分 (木曜:東・中央・矢川学童保育所・北市民プラザ、金曜:南・本町・西学童保育所)	<ul style="list-style-type: none"> ・中央・矢川・西学童では、0～1歳の子どもと保護者が、東・南・本町学童と北市民プラザでは、0～5歳の子どもと保護者が一緒に遊ぶことができる空間を提供（保育士への相談可能）
地域子育て支援拠点事業「つちのこひろば」	水～土曜日午前10時～午後3時	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳から親子で自由に遊べる空間の提供、保護者同士が相互に交流できる機能あり、授乳・おむつ交換可能 子育てに関する相談可能 【曜日別事業】 ・水曜日 子どもの健康に関する講座や、「わらべうた」「えほんのじかん」の企画を実施 ・木曜日 市南部の城山公園周辺で出張広場を実施 ・金曜日 畑を活用した企画を実施 ・土曜日 しょうがい児の歯科指導や離乳食の作り方等、保護者の学びの企画を実施

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量(人)	子育てひろば	10,750	10,750	15,200	15,200	15,200
	カンガルーひろば	9,020	9,020	8,910	8,910	8,910
	つちのこひろば	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
②実利用者数	子育てひろば	4,656	4,367	5,247		
	カンガルーひろば	2,047	1,994	1,896		
	つちのこひろば	2,645	3,868	5,027		
②-①	子育てひろば	6,094	6,383	9,953		
	カンガルーひろば	6,973	7,026	7014		
	つちのこひろば	475	-748	-1907		
施設数		9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

※子育てひろばと同時に講座を開催できるスペースが子ども家庭支援センター内にないため、他の公共施設を利用して子育て講座を実施。また地域的なニーズ等を考慮して出張子育てひろばを実施。

③ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- ・ここすきひろばになるまえの、旧家庭支援センターの子育てひろばの雰囲気や規模、アットホームな感じが好きでした。矢川プラスのような、大きな施設も必要でよく利用しますが、小さな場所を、もう少し増やして、点在させてほしいです。
- ・保健センターと子ども家庭支援センターも分室のようなものが駅周辺にあったら助かる。
- ・今、現在で児童館や支援センターが少ない、古い。他の市町村に比べて足りないと思う。
- ・国立の児童館のカンガルー広場は未就学児にもっと利用しやすかったり、イベントを行ったりしてほしい。
- ・つちのこ・矢川プラス・南口施設を17時頃まで運営して欲しい。

④ ニーズ量と確保提供量

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（延べ人）		12,812	12,781	12,791	12,660	12,519
提供量（確保方策） （延べ人）		27,230	27,230	27,230	27,230	27,230
提供量 （延べ人）	ここすきひろば	15,200	15,200	15,200	15,200	15,200
	カンガルーひろば	8,910	8,910	8,910	8,910	8,910
	つちのこひろば	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120

※子育てひろば：ひろば参加者 290 日/年×35 人/日=10,150、出張・講座等 600 人/年
令和 4 年度より 290 日/年×50 人/日=14,500、出張・講座等 700 人/年

※カンガルーひろば：7 か所それぞれの見込み定員数に実施日数を乗じています。

※つちのこひろば：52 週×開所4日/週×利用者 15 人/日=3,120

※確保方策の考え方・・・地域子育て支援拠点事業については、実施場所や回数の増、内容等について既存施設の利用拡大や新設等により、地域の実情に即し体系的に今後検討していきます。

⑤ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

子ども家庭支援センターの子育てひろばについては、引き続き、(福)くにたち子どもの夢・未来事業団と連携しながら、より利用がしやすいひろばとして安定的な運営ができるよう、施設利用方法の見直しを図るとともに、子育て講座やスタッフの充実を図ります。

つちのこひろばについては、充実したひろば運営や配慮を必要とする家庭への対応のため、引き続き、NPO法人くにたち農園の会と連携しながらひろば事業を実施するとともに、開設日数の拡充や安定的な運営に必要な体制の構築を図ります。

また、令和7年度中に、国立駅南口に子育て支援施設を開設予定であり、同施設内で子育てひろばを展開する予定である。施設開設に際して、親子が安心して過ごせる場所として気軽に利用できるひろばとなるよう、運営内容について検討を進めていきます。

1 - (3) 妊婦健康診査事業

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施します。

② 5年間（令和2年度～令和6年度）の事業内容

■本事業の流れ

全ての妊婦に対して14回の健診の補助券を渡しています。

14回の根拠…妊娠初期～23週までは4週間に1回、24週～35週までは2週間に1回、36週～出産までは週1回の受診を勧奨、妊娠8週頃を1回目とした場合の合計回数が14回程度となります（厚労省HPより）。

※14回目以降の検査については、自己負担となります。

※また、補助券1回あたりの補助金額には上限があり、これを超過した検査等を実施する場合も自己負担となります。

※生活保護需給世帯、非課税世帯については、別にある、妊産婦と子どもの健検診費用を助成する制度を活用します。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量 (延べ人数)	7,546	7,490	7,406	7,378	7,294
②実利用回数 (延べ人数)	5,571	5,849	5,756		
②-①	1,975	1,641	1,650		

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出生数（見込み）	539	535	529
出生数（実績）	438	457	438
出生数（実績-見込み）	-101	-78	-91
実績ベースでの確保提供量と実利用者数			
①確保提供料	6,132	6,398	6,132
②実利用回数	5,571	5,849	5,756
②-①	-561	-549	-376

また、里帰り等の理由により医療券が使用できなかった方に関しては償還払いで対応しているところです。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
償還払い申請数	479件（37名）	395件（71名）	280件（57名）

■令和5年度より

①厚生労働省が定める基準（妊婦に対する健康診査についての望ましい基準）を満たすため、超音波検査の公費負担回数を1回から4回に拡充しました。

※妊婦健康診査事業は東京都全域で実施されているが、超音波検査の公費負担回数は自治体ごとに異なります。

②多胎妊婦を対象に、通常公費負担をしている14回を超えて受診した妊婦健康診査の受診費用の一部助成を開始しました。

■令和6年度より

実施医療機関は、風しん抗体検査の結果、低抗体価が判明した妊婦の方に対して、妊娠中における風しんウイルス感染の防止に必要な事項を説明するとともに、出産後早期に風しんの予防接種を受けることを助言し、接種後2か月間は妊娠を避けるように指導するよう要綱改正が行われました。

また、同居者に対しては風しん抗体検査及び予防接種を案内することとしています。

■妊婦健検診実施者

指定医療機関（東京都内で実施している医療機関）（市内3箇所）

■市と指定医療機関との連携の流れ

対象者が補助券を利用した場合、後日医療機関から補助券の複写したものが市へ送付されます。

この補助券の複写に、「要指導」等の記載のあった方に対し、地区担当の保健師が医療機関と協力して指導を行っています。

■本事業の普及について

保健師の妊婦全数面接にて本事業についての説明を行っており、未周知の割合は極めて低いと考えます。

★検査に行かない例

- ・ 特定妊婦（駆け込み出産の事例）
- ・ 様々な理由により、妊娠を誰にも言えなく、出産直前になって申請に来たケース等
→これらの方については、受診勧奨にとどまらず、必要な機関につなぐ等といった実態に応じたフォローを行っています。

③ ニーズ量と確保提供量

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（回）	5,866	5,810	5,754	5,698	5,642
実施体制 （確保方策）	実施場所：都内の契約医療機関 検査項目：体重・血圧測定、尿検査、血液型、貧血、血糖、 不規則抗体・HIV抗体検査、梅毒・B型肝炎・風疹、クラミジ ア抗原、C型肝炎、経膈超音波、HTLV-1抗体、B群溶連菌、 NST（ノンストレステスト）				

※妊婦健康診査 14 回分で算出していますが、補助券 14 回分を使い切らない利用者もいます。

④ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

妊婦健康診査については、ニーズ量は満たしていると考えられるため、今後は妊産婦のメンタルヘルスケアに関する相談支援体制の充実に努めていきます。

※関連事業としては、産後ケア事業や各種相談事業があります。

産後ケア事業については、令和6年度より通所事業の委託を2か所から4か所に、短期入所事業の委託を1か所から2か所に拡充する予定です。

また、相談事業として、令和5年度より国立市子育て世帯伴走型支援事業として妊娠8か月頃の面談を実施します。

1 - (4) 乳児家庭全戸訪問事業

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

出生後 3・4か月のすべての乳児のいる家庭を保健師・助産師・看護師が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。実施率は98%となっており、未実施者は未熟児、長期里帰り者、無届け転出者、帰国外国人のみです。その時期分の訪問は不可能な場合でも、全数の把握を実施しています。

本市における事業名：新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業

② 5年間（令和2年度～令和6年度）の事業内容

■本事業の流れ

事業名	対象	訪問者	内容
新生児訪問	生後60日までの乳幼児がいる世帯	主に助産師	赤ちゃんの体重測定発育状況の確認 育児相談 授乳相談 等
こんにちは赤ちゃん事業 （※1）	生後4ヶ月までの乳児がいる全世帯	主に看護師	発育・栄養・育児・生活環境の相談 （※2） 子育て支援に関する情報提供（※3） 等

※1 新生児訪問ができなかった世帯について、本事業の訪問でカバーします。

※2 国立市の保育園の待機状況について、兄弟がいる場合は上の子の赤ちゃん返りについての相談等

※3 主に子育てひろばに関するチラシや一時保育サービスの一覧表（官民）、ファミリーサポート事業の案内等。一式をクリアファイルにまとめて入れて配布しています。

妊婦面接時に配布される母子バックに入っている「出生通知票」を、出産後に送付してもらい、これを基に訪問しています（出生届（戸籍法に定める、戸籍に入るために必要な手続き書面）とは異なります）。

妊婦面接時には、出生届との違い、両方の提出が必要なこと等の説明を行っています。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量	539	535	529	527	521
②実利用回数	441	457	445	408	
③実施率	82	85.4	84.1	77.4	
②-①	98	78	84	119	

※確保提供量は、出生数見込みとなっています。

ただし、計画策定時よりも出生数が下振れているため、出生数の実績ベースで算出すると以下のようになります（実績の出生数は事務報告書より引用）。

■令和2年より

コロナ禍ではタブレットを活用した面談を実施しました。

■令和5年1月より

出産後の育児の悩みや疲れなどに寄り添いながら相談支援と経済支援を一体として行うことを目的として国立市子育て世帯伴走型支援事業を開始しました。

出産後は新生児訪問時に面談を実施しており、実施後に国立市みらい応援給付金を進呈しています。

○コンタクトが取れない世帯への訪問

- ・ 出生通知票未提出者→妊婦面接において把握した連絡先を活用して周知、また、訪問前には文書で通知します。
- ・ 訪問時に不在の方→ほとんどの方が3・4ヶ月健検診に来るため、この時点で訪問日時をセッティングします。
- ・ 全くコンタクトが取れない方→子ども家庭支援センターにリストを渡し、子ども家庭支援センターが入国管理局等へ問い合わせたり、市内医療機関での受検診履歴の追及を行っていたりします。

③ ニーズ量と確保提供量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量（人）	419	415	411	407	403
実施箇所数 （確保方策）	子育て支援課子ども保健・発達支援係（保健センター内）にて実施				

④ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

乳幼児全戸訪問事業については、実施率の高さから既に充足していると考えられますが、要支援家庭等については、子ども家庭支援センターと連携し切れ目のない支援に努めていきます。

1 - (5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

子どもの養育について支援が必要な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。

要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）を通じて専門機関の連携強化を図り、支援ネットワークを構築し、要保護児童や養育困難家庭への支援をしていく事業です。

② 5年間（令和2年度～令和6年度）の事業内容

養育支援訪問事業については、相談支援の中で利用勧奨を図り、利用件数は増加傾向となっています。また必要に応じて助産師による訪問相談支援を実施しています。

令和5年度からは事業所による養育支援ホームヘルパー派遣事業を開始しました。

要保護児童対策協議会を通じた関係機関の連携強化については、例年、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議のほか、各学校・保育園との連絡会等様々な場面で連携を図っています。

【国立市の養育支援訪問事業の現状】

①専門的相談支援（子ども家庭支援センター職員、保健センター職員、保育心理資格保有のボランティアにて実施）

要支援家庭を訪問し、相談や家族間の調整等を行います。

②育児・家事援助（原則、研修を受け登録した市民がサポーターとして実施）

「育児支援サポーター派遣事業（※）」を活用し、要支援家庭をサポートします。

※育児支援サポーター派遣事業：産前から産後6ヶ月の間に15回まで、育児・家事のサポーターを派遣する事業。生保・非課税世帯には利用料助成があります。要支援家庭に対しては、通常の利用回数や期間、対象年齢や利用料の枠を超え、サービスを提供可能としています（サービスの開始・終了時等に支援方針会議を実施することが必須）。

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量 (人)	実人数(人)	10	10	10	10	10
	訪問件数(件)	40	40	40	40	40
②実利用者数	実人数(人)	5	5	6		
	訪問件数(件)	32	169	377		
②-①	実人数(人)	-5	-5	-4		
	訪問件数(件)	-8	129	337		
実施体制		子ども家庭支援センターにて実施				

④ ニーズ量と確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量 (訪問件数(件))	43	45	47	49	51
実施体制	子ども家庭支援センターにて実施				

※確保方策の考え方・・・養育支援訪問事業、子どもを守る地域強化ネットワーク事業については、ネットワークの構築は出来ているので、今後さらなる機関連携や専門性の強化を図っていきます。

⑤ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

（育児・家事援助は児童福祉法の改正に伴い子育て世帯訪問支援事業に移行）

令和6年度より、家事・育児援助の訪問については、児童福祉法の改正に伴い子育て世帯訪問支援事業に移行し、引き続き育児支援サポーター派遣事業及び養育支援ホームヘルパー派遣事業を継続していきます。

専門的訪問支援事業についても、引き続き子ども家庭支援センター職員及び助産師等外部専門員による相談支援を行っていきます。

要保護児童対策協議会を通じた関係機関の連携強化についても、引き続き、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議のほか、各学校・保育園との連絡会等様々な場面で連携を図っていきます。

ヤングケアラーについて、早期把握・支援体制構築のため、関係機関との連携を図っていきます。

虐待対応件数が増加する中、専門的相談の必要性も高まっていることから、子ども家庭支援センターの相談体制について、心理職、保健師等専門職の配置や、虐待対策ワーカーの増配置を検討しています。

こども家庭センターの設置に向け、母子保健分野（子ども総合相談窓口、子ども保健・発達支援係）との連携強化のための体制構築を図っていきます。

1 - (6) 子育て短期支援事業

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な養育または保護を行う事業です。

本市における事業名：ショートステイ事業

② 5年間（令和2年度～令和6年度）の事業内容

市内で児童養護施設を運営する公益財団法人生長の家社会事業団の委託事業として実施しています。安定的な運営体制の構築が難しい事業ではあるが、24時間、365日の運営体制を確保し、当日の受入れ、アレルギー児や発達特性のある児童等についても柔軟に受入対応をしています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用控え等により利用実績は見込みよりも少ない傾向にありました。

【国立市のショートステイ事業の現状】

- ・生長の家神の国寮へ委託し、ショートステイホーム「おひさま」として実施。一般的なアパートを借り上げ、アットホームな雰囲気の中で対象者を受入れ日帰り型（トワイライトステイ事業）も同事業者へ委託、同一の場所で実施。保育園・学校への送迎あり。

原則 定員 宿泊2人（緊急の場合に限り、4人まで）

（兄弟の場合、それぞれを1人ずつ計上）

日帰り4人（ただし宿泊利用者の状況を優先）

利用者傾向…小学生児童の利用が中心的（中学生の利用は少ない状況です）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量	718	718	718	718	718
②実利用者数	147	145	169		
②-①	-571	-573	-549		

④ ニーズ量と確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（延べ人）	285	288	291	294	297
実施箇所数（箇所） （確保方策）	1	1	1	1	1
提供量（延べ人）	730	730	730	730	730

※359 日/年×定員 2 人=718

※確保方策の考え方・・・ショートステイ事業については、目的に沿った支援内容となる様努めていきます。

⑤ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

引き続き事業を継続するとともに、要配慮児童加算等、柔軟な受け入れを安定的に行える体制に向けて委託事業者と協議していきます。

ショートステイ（宿泊）とトワイライトステイ（日帰り）の実施場所や運営体制等について検討を進めていきます。

ニーズが集中した際や地域的な配慮を要する際に受け入れてもらえるよう、協力家庭にて預かるショートステイについて検討を進めます。

見守りが必要な母子等（妊婦を含む）に対して、ショートステイを実施し、育児・家事指導を行うことによりその後の生活支援につなげる母子一体型ショートステイについて検討を進めます。

1－（7）子育て援助活動支援事業

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本市における事業名：ファミリー・サポート・センター事業

② 5年間（令和2年度～令和6年度）の事業内容

ファミリー・サポート・センター事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用控え等により利用実績は見込みよりも少ない傾向にあったが、感染拡大防止キットを支援会員に配布するなど、事業の継続に努めた。令和2年度より、生活困窮世帯等に対する利用料減免制度を開始しました。

令和4年度より、ファミリー・サポート・センター支援会員と、育児支援サポーターの養成研修を合同で行い、それぞれの登録者数の増加を図りました。

令和5年4月の子ども家庭支援センターの機能移転に伴い、市役所本庁に事務所を移転し、引き続き市の直営事業として実施しています。

令和5年度より、矢川プラスここすきひろばにて利用会員登録説明会を実施し利用会員の増加を図っています。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量	2,800	2,940	3,220	3,360	3,500
②実利用者数	1,486	1,684	2,378	3,264	
②－①	-1,314	-1,256	-842	-96	

③ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- ・ファミサポの方と登録する前にいろんな方とお話をする機会があればいいなと思いました。
- ・ファミリーサポートのWEB 予約（空きが確認できるもの等） 仕事をしているとおむかえが遅くなり、寝る時間や、ゆっくりする時間が少なくなりがちなので、保育園のおむかえで活用できると嬉しい。
- ・ベビーシッターやファミサポがもう少し気軽に利用できたらうれしいです。
- ・ファミサポは料金が高すぎます。

④ ニーズ量と確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（延べ人）	2,611	2,637	2,633	2,690	2,717
提供量（延べ人）	2,868	2,896	2,924	2,953	2,982
過不足 （提供量－ニーズ量）	257	259	291	263	265

※支援会員 1 人が活動した件数 35 件（平成 30 年度）

支援会員 80 人×35 件=2,800 （活動できる支援会員が年に 5 人増え、1 人退会するとする）

※確保方策の考え方・・・支援会員の量と質の向上のため、研修を充実していきます。また、スムーズな相互援助活動を進めていくために、支援会員と利用会員に対し、きめ細やかなマッチングを行っていきます。また、利便性を高めることを目的に、委託も視野に入れていきます。

⑤ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

利用会員、支援会員の増や支援会員の質の向上を図りながら、引き続き事業を継続していきます。

また、利用会員、支援会員双方にとって適正な利用料金について検討していきます。

1 - (8-1) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）

【担当部署】：保育幼児教育推進課

① 事業の概要について

幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。

② 5年間（令和2年度～令和6年度）の事業内容

■確保提供量と実利用者数

（延べ人）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量	50,300	50,300	50,300	50,300	50,300
②実利用回数	21,021	24,915	25,232	24,011	25,000
②-①	29,279	25,385	25,068	26,289	25,300

- ・現時点において、市内の全ての幼稚園において預かり保育事業を実施しており、ニーズ量は満たしています。
- ・実施時間や夏季休暇期間の対応などにばらつきがあり、日数や時間の拡大を希望する声があります。
- ・満三歳児の預かり事業は、非課税世帯で第2子以降の国の無償化の対象となっていたが、令和5年10月から課税世帯についても都制度として無償化と同様の補助が受けられるようになりました。

③ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- 現在、幼稚園に通っており、兄弟の行事や通院の際に預かり保育を利用しているが、9時～14時の保育時間中とは異なり、保育士の人数が少なく、室内で自由あそびをさせているだけか、雨の日にはDVDを見させているだけという日もあり、積極的に預けたい環境ではない。
- 幼稚園の預かり保育料の補助が少なく、認定こども園をもっと増やしてほしい。
- 幼稚園の預かり保育の時間が短く（17:30までなど）、両親共働きの場合、必然的に近くの幼稚園ではなく遠くの保育園を利用しなくてはならない。
- 預かり保育や園バスをやってくれる幼稚園が市内にもっと増えればよいと思う。

④ ニーズ量と確保提供量

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量 (在園児を対象とした一時預かり) (延べ人)	1,229	1,164	1,129	1,112	1,111
ニーズ量 (新2号認定による定期的な利用) (述べ人)	39,692	37,610	36,459	35,939	35,884
ニーズ量計 (延べ人)	40,921	38,774	37,588	37,051	36,995
提供量 (延べ人)	50,359	50,359	50,359	50,359	50,359
過不足 (提供量－ニーズ量)	9,438	11,585	12,771	13,308	13,364

※提供量等には、私学助成（預かり保育推進事業）による分も含まれます。

※確保方策の考え方・・・各園の預かり保育定員（定員を設定していない場合、1日の最大利用見込み人数）×事業実施日数

⑤ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

- 市内の全ての幼稚園において預かり保育事業を実施し提供量を維持していきます。
- 預かり保育の利用料は、夏休み等の長期休業では、預かり時間が長時間になり、利用者負担が高額になっている現状があり、金銭的支援の要望もあることから、今後は、利用料金の低減につながる施策を検討します。

1 - (8-2) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

一時保育事業：日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業です。

ファミリー・サポート・センター事業：児童の預かりを希望する利用会員（保護者）と、援助を行う提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

トワイライトステイ：保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業です。

② 5年間（令和2年度～令和6年度）の事業内容

保育所での一時保育事業については、安定的な運営体制の構築が難しい事業であり、国立あゆみ保育園と国立保育園（令和2年度及び3年度は国立ひまわり保育園）の2園で実施してきました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用控え等により利用実績は見込みよりも少ない傾向にありましたが、感染拡大防止策を講じて、事業の継続に努めてきました。

ファミリー・サポート・センター事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用控え等により利用実績は見込みよりも少ない傾向にあったが、感染拡大防止キットを支援会員に配布するなど、事業の継続に努めた。令和2年度より、生活困窮世帯等に対する利用料減免制度を開始しました。令和4年度より、ファミリー・サポート・センター支援会員と、育児支援サポーターの養成研修を合同で行い、それぞれの登録者数の増加を図りました。令和5年4月の子ども家庭支援センターの機能移転に伴い、市役所本庁に事務所を移転し、引き続き市の直営事業として実施しています。令和5年度より、矢川プラスこすきひろばにて利用会員登録説明会を実施し利用会員の増加を図っています。

トワイライト事業については、ショートステイ事業と同じ場所にて実施しています。安定的な運営体制の構築が難しい事業であり、令和4年4月より職員体制の確保等の都合により事業を休止していましたが、令和4年11月から事業を再開しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用控え等により利用実績は見込みよりも少ない傾向にありましたが、令和4年11月から事業を再開しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用控え等により利用実績は見込みよりも少ない傾向にありましたが、令和4年11月から事業を再開しました。

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量	一時保育事業	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050
	ファミリー・サポート・センター事業	2,800	2,940	3,220	3,360	3,500
	トワイライトステイ	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436
②実利用者数	一時保育事業	1,265	1,491	1,342		
	ファミリー・サポート・センター事業	1,486	1,684	2,378		
	トワイライトステイ	386	158	27		
②-①		-5,159	-5,103	-4,969		

③ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- ・一時保育の施設が増えるとありがたいです。1歳児のここすき！がよかったので、来年度2歳児のここすき！があるとうれしいです。
- ・一時保育ができる場所をもっとふやしてほしいです。バスの便をふやして子供と移動しやすくしてほしい。
- ・他自治体と比べると、一時保育やトワイライト病児OKの保育施設が少なく、保育園への送迎サービスもない。子育て世帯へのタクシー助成がない。
- ・一時預かりの施設が少ない。遊び場へのアクセスが悪い。

④ ニーズ量と確保提供量

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（延べ人）		4,558	4,454	4,403	4,351	4,318
延べ人 提供量	①一時保育事業	4,680	4,680	4,680	4,680	4,680
	②ファミリー・サポート ・センター事業	2,611	2,637	2,663	2,690	2,717
	③トワイライトステイ	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
提供量－ニーズ量		4,193	4,323	4,400	4,479	4,539

①一時保育事業 225 日/年×18 人=4,050

②ファミリー・サポート・センター事業（再掲）

③トワイライトステイ 359 日/年×定員4人=1,436 ただしショートステイの利用状況によります。

※確保方策の考え方・・・一時預かり事業については、1 施設増やすことで、確保していきます。預かり人数については 6 人以上とします。また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、民間委託を視野に入れてながら供給を増やしていきます。

⑤ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

一時保育については、実施保育園と引き続き連携を図りながら事業継続を図るとともに、配慮を要する児童の受入れや安定的な運営の体制構築に向けて各事業者と連携を図っていく。矢川保育園での一時預かり事業の実施を検討する。令和7年度中に開設予定の国立駅南口に子育て支援施設での一時預かり事業の実施を検討する。

ファミリー・サポート・センター事業については、利用会員、支援会員の増や支援会員の質の向上を図りながら、引き続き事業を継続していく。利用会員、支援会員双方にとって適正な利用料金について検討していく。

トワイライトステイについては、引き続き事業を継続するとともに、要配慮児童加算等、柔軟な受け入れを安定的に行える体制に向けて委託事業者と協議していく。ショートステイ（宿泊）とトワイライトステイ（日帰り）の実施場所や運営体制等について検討を進めていく。

1 - (9) 延長保育事業

【担当部署】：保育幼児教育推進課

① 事業の概要について

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間 11 時間を超えて保育を行います。

② 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の事業内容

- ・延長保育事業については、現在、市内の保育施設すべてで実施しています。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として家庭保育の協力をお願いしたことにより、保育園の利用率は約3割程度にまで減少しました。ただし、延長保育については、新型コロナウイルス感染症の拡大前の令和元年度の実利用人数が326人であり、感染症による利用状況の影響は少なかったです。

■確保提供量と実利用者数

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量	1,716	1,735	1,735	1,735	1,735
②実利用者数	347	301	254	307	310
②-①	1,369	1,434	1,481	1,428	1,425

③ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- ・幼稚園の延長保育もっと長くしてほしい。
- ・19時15分まで延長保育でみて頂けるのは助かるが、遅れてしまうこともあり、保育園の保育士さんの負担がないならば延長時間が30分でも延びると助かる。
- ・保育園より時間と金銭面に負担がかかるので、預かり保育の内容をもっと充実させてほしい。

④ ニーズ量と確保提供量

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（人）	408	396	390	385	383
提供量（定員数）（人）	1,683	1,683	1,683	1,683	1,683

※確保方策の考え方・・・市内の全保育施設で実施。提供量は実施園の保育定員数（各園とも延長保育事業の利用者数に制限を設けていないため）

⑤ 今後の具体的な事業計画（令和 7 年度～令和 11 年度）

延長保育事業については、現在、市内の保育施設すべてで実施しています（緊急利用のみの園を含む）。引き続き、市内のすべての保育施設にて実施していきます。

1 - (10) 病児保育事業

【担当部署】：保育幼児教育推進課

① 事業の概要について

病気や病気回復期の児童や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

② 5年間（令和2年度～令和6年度）の事業内容

- ・令和3年12月に府中市にある「都立小児総合医療センター」内において広域利用での病児・病後児保育「くるみ」を開設しました。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少し、現在も、流行以前の利用者数に戻らない状況にあり、令和5年度でも定員を満した日はない状況となっています。

■確保提供量と実利用者数

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量	1,708	3,172	3,172	3,172	3,172
②実利用者数 (延べ)	46	150	160	240	240
②-①	1,662	3,022	3,012	2,932	2,932

③ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- ・病児保育（すでにあるが、コロナ意向、利用しづらく、利用回数が激減した。利用時間を19:30までにしたい）
- ・病児保育を安定的に、受け入れ可否の不安なく利用できるようなサポートがあるとうれしい。
- ・フルタイムで働く母の為のサポート（子どもの送迎・食事作り）病児保育がもっと増えてほしい。

④ ニーズ量と確保提供量

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（延べ人）	1,949	1,971	1,940	1,917	1,905
提供量（延べ人）	2,684	2,684	2,684	2,684	2,684
過不足 (提供量-ニーズ量)	735	713	744	767	779

※確保方策の考え方・・・ 確保量＝定員数×開所日数（平日 244日）

⑤ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

- ・ニーズを見極めながら、病児保育室「つくしんぼ」と病後児保育室「くるみ」の施設の定員を維持していきます。
- ・「くるみ」では、他市と比べて利用人数が少なく、十分に周知されていないことも考えられるため、利用者を増やすための方法について検討が必要です。

1 - (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【担当部署】：児童青少年課

① 事業の概要について

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本市における事業名：学童保育事業

② 5年間（令和2年度～令和6年度）の事業内容

■令和2年度より

年々ニーズが高まる中、保育空間の確保のため、学校教室を借用し希望する家庭全てを受け入れる全入所を維持しました。

量に対する対応のみでなく、保育の質向上のため、指導員への応急処置・しょうがい児対応研修等を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の流行により、可能な限りの家庭保育のお願いを実施する一方、保護者の就労等により保育が欠ける児童には、感染症対策を十分に行っただうえで受入れ、放課後子ども教室（ほうかごキッズ）との連携については、放課後子ども総合プラン運営委員会での協議・情報共有を行うとともに、日頃の放課後子ども教室実施における現場での連携を図りました。

■令和5年度

保護者等よりいただいたご意見を基に、対応についての具体的なケースを検討しました。

学童保育所への登所に課題を抱える児童に対し、タクシー移送事業を開始しました。

放課後等デイサービスが馴染まない、中学生しょうがい児に対し、試行的に中学生学童を開始しました。

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量(人)	定員数	905	905	905	905	905
②実利用者数	入所児童数(5/1時点)	843	851	929	954	
①-②		62	54	-24	-49	
施設数		7か所 (22単位)	7か所 (22単位)	7か所 (22単位)	7か所 (22単位)	7か所 (22単位)

※実利用者数が確保提供量を上回っている年度においても、入所要件を満たす家庭は全て受入れを行ったため、待機児童は発生していません。

③ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- 学童保育は朝も必要、保育園と同じ開所時間で。学童の支援員の充実。
- 学童保育をもっと充実させてほしい。
- 医療現場、保育施設、学校の連携が弱いと感じるため、できるかぎり、すりあわせできるようなサポート、チェック体制が必要。（学校と学童保育も含む）
- 学童保育の単発利用が出来ると思うと助かるなど思うことがあります。
- 学童保育の施設が古く、良い環境とはいえないように思う。
- 学童保育の充実（施設、保育の質）気軽に相談や情報提供を受けられる場。子育てをしながら安心して働けるようなサポート。
- 学童保育所が安心して預けられる場なのかわからず不安です。
- 小学校の中に学童保育を設置してほしい。

④ ニーズ量と確保提供量

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	1学年（人）	288	269	263	301	283
	2学年（人）	272	271	253	247	283
	3学年（人）	223	220	220	205	200
	4学年（人）	144	147	145	145	135
	5学年（人）	62	65	67	66	66
	6学年（人）	29	31	33	33	33
ニーズ量合計（人）		1,018	1,003	981	997	1,000
提供量（定員数）（人）		905	905	995	995	995

※ニーズ量の考え方・・・令和元年度の学童保育所入所児童実績に基づき、当該割合を各年度の予定児童数に乗じて算出

※確保方策の考え方・・・平成30年度・令和元年度の2か年をかけて、小学校の特別教室の放課後の一時的・臨時的利用等により、高学年の受入れ体制を整備し、現在は市内全学童保育所7箇所において、全学年の利用希望者全員が入所するために必要な面積を確保しています。これは、ニーズの高い夏季休業期間中においても充足しています。

今後、女性の就業率の上昇等といった社会情勢により、ニーズ量が上記の数値より上振れることも考えられるため、中間見直しの時期に、その時点の実績と計画の数値の変動率を算出し、本確保提供量がさるニーズ量に合うものか検証していきます。

令和9年度には、国立市立第二小学校の校舎建て替えに伴う施設整備により、第二小学校の全学年の学校内学童が開始する予定となっています。その影響で、提供量（定員数）が増加しています。

今後、実利用者数が確保提供量を上回っている年度においても、入所要件を満たさず家庭は全て受入れを行う予定であるため、待機児童は発生しない見込みです。

⑤ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

全国的に課題となっている「小1の壁」を打破するため、国においては、「放課後子ども総合プラン」「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童対策を押し進めてきました。また、令和5年12月に策定された、「放課後児童対策パッケージ」においても、引き続き保育の受皿整備について推進することが求められています。

これら国等の動向を踏まえ、国立市においても、増加するニーズに対応し、小学生全学年の受入れ（全入）を継続していくべく、学校施設の活用を積極的に調整するなど環境整備を進めます。また、放課後子ども教室との連携について、学童保育所に登所する児童と、放課後子ども教室より参加する児童の交流の観点、及びより効率的な事業運営の観点から、より強力に連携できる方法を検討します。

同時に量のみならず、保育の質向上のため、引き続き指導員への研修等を実施するとともに、更なる質向上のための取り組みを検討します。

1 - (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【担当部署】：保育幼児教育推進課

① 事業の概要について

幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（教材費、行事参加費等）などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

② 5年間（令和2年度～令和6年度）の事業内容

令和元（2019）年 10 月から、私学助成幼稚園に通う園児に対する副食材料費の補足給付を制度化。対象は以下のとおりとなります。

- 年収360万円以下相当の世帯の私学助成幼稚園に通う園児に係る副食材料費
- 世帯所得に関わらず第3子の私学助成幼稚園に通う園児に係る副食材料費

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実利用額 （延べ世帯数）	支給額	856,472	700,116	615,697	725,710	725,710
	利用世帯数	67	46	35	44	44

③ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

- 私学助成幼稚園に通う園児に対する副食材料費に係る補足給付を継続して実施します。
- 物価高騰の影響により、子ども子育て支援事業補助金では令和5年度に4500円から4700円に補助上限額が改正されている。市は令和4年度と令和5年度に、物価高騰を理由とする給食費の値上げを行わないことを条件に、国や都の補助を活用して幼稚園に対して補助を行った。今後、国や都の補助がない場合、市では単独での補助は困難であり、幼稚園に対して物価高騰に対する支援が行えず、その結果として園が副食費を値上げする場合も想定されるため、保護者の負担を軽減するための対策を講じる必要があります。

1 - (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【担当部署】：保育幼児教育推進課

① 事業の概要について

新たに開設された施設等が、安定的かつ継続的に事業を運営し保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策については、新規施設等に対する相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施していきます。

② 5年間（令和2年度～令和6年度）の事業内容

ア) 「『待機児童解消加速化プラン』に基づく保育の受け皿の確保」における多様な主体の参入促進事業について

本事業について、国や都では、市に対し「子ども・子育て支援交付金」の一事業として補助を行っています。

この国・都補助の対象となる事業は、以下のとおりとなります。

〇市が、行政担当者、保育士OB、公認会計士、福祉分野の法人経営者等により構成された支援チームを設け、新規参入事業者に巡回支援等を行うこと

【支援内容】

- (1) 事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- (2) 事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- (3) 小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- (4) 小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- (5) その他

- ・ 国立市においては、特別な支援チームを設けていないことから、当該補助は受けていません。
- ・ ただし、各行政担当者において、支援内容に記載のあるような相談や助言について適宜実施し、新規参入事業者が円滑に事業を開始、運営できるように支援しています。

・具体的に支援した施設・内容は以下のとおり

	施設名	開設日	施設類型等	事業者	支援内容
H27	きたひだまり保育園	H28.4	認可保育所・新設	市内保育園運営者	(1)・(2)
	小百合学園	H28.4	認定こども園・移行	市内施設（認証・幼稚園）運営者	(1)・(2)
H28	あじさい保育園	H29.1	小規模保育所・新設	新設NPO法人	(1)～(4)
	こぐまこどものいえ	H29.4	認可保育所・移行	市内施設（認証）運営者	(1)・(2)
H29	国立たいよう保育園	H30.4	認可保育所・新設	市外保育園運営者	(1)・(2)
H30	国立クムクム保育園	H31.4	認可保育所・新設	市外保育園運営者	(1)・(2)
	さくらっこ保育園	H31.4	認可保育所・移行	市内施設（認証）運営者	(1)・(2)
	国立ひまわり保育園	R1.8	認可保育所・新設	市内保育園運営者	(1)・(2)
R1	国立富士見台団地風の子	R2.1	認定こども園・新設	既設NPO法人（保育園事業新規参入）	(2)

③ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

新設園の計画はありませんが、今後の状況に応じて実施を検討いたします。

1 - (14) 子育て世帯訪問支援事業

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

子育て世帯訪問支援事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

当市では、子ども家庭支援センターの相談員が相談支援を行う中で、支援が必要な家庭に対して、育児支援サポーター派遣事業、養育支援ホームヘルパー派遣事業により、家事・育児等の支援を行います。

② ニーズ量と確保提供量

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（延べ人）	110	110	110	110	110
確保提供量	110	110	110	110	110

③ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

子ども家庭支援センターの相談支援において、子育て世帯訪問支援事業による支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、該当家庭が訪問支援を受け入れられるように理解の促進に努めます。

また訪問支援の担い手の確保のため、育児支援サポーターの養成講座やフォローアップ講座の周知や内容の充実を図るとともに、養育支援ホームヘルパー派遣事業の委託事業所へも講座へのスタッフの参加を働きかけていきます。

養育支援ホームヘルパー派遣事業については、新たな委託事業所の確保に努めます。

1－(15) 児童育成支援拠点事業

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

② 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

子ども家庭支援センターの相談支援において、それぞれの課題に沿って、児童相談所、学校、教育委員会、子どもショートステイ、子ども食堂や学習支援室等の子どもの居場所など、様々な関係機関と連携協力を図り、個々の状況に応じた包括的な支援に努めます。

また児童育成支援拠点事業のニーズの把握や、担い手となり得る事業者や拠点の調査研究に努めます。

① 事業の概要について

親子関係形成支援事業は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

当市では、子ども家庭支援センターの子育てひろば（矢川プラス内「ここすきひろば」）の指定管理事業の中で、児童の成長段階等にあわせた親子関係形成支援事業を実施します。

② ニーズ量と確保提供量

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（延べ人）	108	108	108	108	108
確保提供量	120	120	120	120	120

③ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

就学前の子どもを育てている保護者を対象に、他の参加者と学びあい、子育ての孤独感を軽減し、子育てのスキルを高めることを目的としたグループワークを通じたプログラムや、産後2から5か月の第1子とその母を対象に、初めての出産後の不安感を軽減し、自己肯定感を育むことを目的としたプログラムを実施します。

子育て中の保護者の不安感、負担感、孤立感を解消し、地域の中で楽しく子育てができることにつながるようなプログラムの調査研究に努めます。

1 - (17) 妊婦等包括相談支援事業

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

② ニーズ量と確保提供量

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象妊娠届出数(件)	411	419	415	411	407	403
	1組当たり面談回数(回/件)	3	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数(回)	1,233	1,257	1,245	1,233	1,221	1,209
確保方策(回)	こども家庭センター	1,233	1,257	1,245	1,233	1,221	1,209
	上記以外で業務委託						

③ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

妊娠期から積極的に関わりを持つことで、支援の必要な妊婦を早期に把握するとともに、成長に応じて適切なサービスに繋がられるような支援体制の構築を推進してまいります。

1 - (18) 乳児等通園支援事業

【担当部署】：保育幼児教育推進課

① 事業の概要について

全ての子どもを育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

② ニーズ量と確保提供量

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み (人日)		750	740	740	730
	確保方策 (人日)					
1歳児	量の見込み (人日)		1,790	1,780	1,760	1,740
	確保方策 (人日)					
2歳児	量の見込み (人日)		910	920	910	900
	確保方策 (人日)					

③ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

令和7年度については、地域子ども・子育て支援事業として自治体の判断において実施することとなっていることから、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を活用し、令和8年度以降は、改正子ども・子育て支援法等に基づく新たな給付制度のもと実施します。実施する施設については、今後国から示される認可手続き等を踏まえ、協議・決定してまいります。

1 - (19) 産後ケア事業

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

② ニーズ量と確保提供量

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ人数)	A推定産婦数(人)	411	419	415	411	407	403
	B全産婦数(人)	406	406	406	406	406	406
	C利用見込み産婦数(人)	85	85	85	85	85	85
	D平均利用日数(日)	4	4	4	4	4	4
	合計(人日：A×C/B×D)	355	362	359	355	352	348
確保方策 (延べ人数)	合計(人日)	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
	ショートステイ型	720	720	720	720	720	720
	デイサービス型	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	アウトリーチ型	960	960	960	960	960	960

③ 今後の具体的な事業計画（令和7年度～令和11年度）

本事業の利用件数は年々増加しているため、事業を円滑に利用できるよう必要な量の確保に務めてまいります。また、利用者が安心して過ごせる環境を整備するため、産後ケア事業における安全管理についても定期的に見直してまいります。

